

令和4年10月28日

事業主様

神奈川県自動車整備健康保険組合

理事長 青木 一孝

(公印省略)

被扶養者資格の再確認について

健康保険組合の事業運営に平素よりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険組合事業運営指針及び健康保険法施行規則第50条において被扶養者資格確認を毎年実施するよう求められています。さらに組合財政に大きな影響を与える前期高齢者納付金や後期高齢者支援金の算出に係る基礎数値となる重要な調査となりますのでご多忙中誠に恐縮ではございますが調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

調査対象とした被扶養者並びに調査表の記入及び添付書類については、記載要領のとおりです。事業主様には調査表の配布と回収をお願いするとともに、下記事項にご留意いただき令和4年11月30日（水）までに提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 被扶養者資格確認における個人番号制度の情報連携利用について

市区町村の課税・非課税情報及び日本年金機構の年金情報を照会し、調査表の被扶養者氏名横の空白欄に「前年所得確認済」と表示しましたので、年間収欄に現在の収入を記入していただくことで所得関係の証明書は不要です。

ただし、個人番号を提出されていても転居等諸々の事情により情報が得られない場合もあり、その場合は「前年所得確認済」の表示がありませんので「令和4年度 課税・非課税証明書」を提出いただくよう事務連絡でお知らせしています。

2. 情報連携利用以外の事項について

- ・「職業 学校 学年」欄はもれなくご記入ください。なお、「学生証写し」は不要です。
- ・被扶養者資格確認に必要な添付書類は、個別に事務連絡でお知らせしています。

3. 被扶養から外れている場合について

- ・調査表を削除届としますので「被扶養者でなくなった日」欄に削除日を記入して下さい。
- ・備考欄に理由（就職、収入超過等）を記入し、健康保険証を回収して下さい。

4. 提出について

- ・「総括表」「調査表」「各種添付書類」及び「扶養削除者の健康保険証」です。
- ・令和4年11月30日（水）までに健康保険組合宛返送をお願いします。

被扶養者調査表の記載要領

1. 被扶養者資格確認の対象者

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）において19歳以上から75歳未満の方

※調査表に印字されていない方

- ・令和4年4月1日以降に新たに被扶養者として認定された方
（再雇用者の被扶養者は調査対象です）
- ・令和4度中において、乳幼児、小学生、中学生、高校生の子供
- ・令和4年度中に75歳になられ、後期高齢者医療制度へ加入される方

2. 調査表の記入及び添付書類

① 被保険者欄および被扶養者住所・TELの印字内容

訂正がある場合や印字漏れがある場合は訂正欄に記入する 「住所変更届として扱う」

② 扶養控除申告（有・無）

給与所得者の扶養控除等申告書において控除対象となっている場合のみ有を○で囲む

③ 職業 学校・学年

無職 主婦 パート パイト 大学○年 専門学校○年 等と記入する

※学生については、学生証写しは不要とする

④ 年金受給（有・無）

年金受給の有無を○で囲む（老齢・遺族・障害・恩給等公的年金すべて含む）

⑤ 年間収入（円）

現在の収入の種類と年間収入（本年中見込）の金額を記入する

（年金○○円、パート○○円、家賃収入○○円 等、収入がない場合は「無」と記入）

被扶養者氏名の余白に「前年收入確認済」表示がある方の非課税証明書は不要とする

調査表に事務連絡が貼付されている場合はその内容の確認書類を添付して提出する

なお、事務連絡での主な確認書類は下記になります

⑤-I 「前年收入確認済表示がない方」の非課税証明書

⑤-II 自営業の方は、確定申告書写し及び収支内訳書の写し

⑤-III 年金受給者で改定額が情報連携で確認できない場合は改定通知書等の写し

⑤-IV 別居の被扶養者は、送金額がわかる通帳のコピー等（必須）を添付する

⑥ 被扶養者でなくなった日 「被扶養者異動（削除）届として扱う」

・就職及び収入の増加等により被扶養者の条件から外れている場合には、

「被扶養者でなくなった日欄」に削除日（就職した日等）を記入する

・備考欄に「就職」「収入超過」など理由を記入し、健康保険証を回収する

3. その他事項に訂正がある場合は「訂正欄」に訂正内容を記入

（例）同居から別居は新住所を記入し、仕送りに関する書類を添付する（⑤-IV）